

寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本財団は、財団法人日米医学医療交流財団と称する。

(事務所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を東京都文京区本郷三丁目 27 番 12 号6階に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 本財団は、日米両国の医師を始めとする医療関係者の交流を通じて、両国の医療関係者の相互理解を深めるとともに、両国間の医学医療の提携、協力を推進し、もって日米両国の保健医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日米両国の研修医派遣及び招へい並びにこれらの事業の援助
- (2) 日米医学医療交流の促進及び普及啓蒙のためのセミナー及びシンポジウムの開催並びに出版物の発行等
- (3) 日米両国間のコ・メディカル・スタッフの交流及びこの事業の援助
- (4) 日米両国の医学医療に関する調査及び研究並びにこれらの事業の援助
- (5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 本財団の財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入その他安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 本財団の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本財団の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときには、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 3 章 役 員

(種類及び定数)

第 15 条 本財団に、次の役員を置く。

理事 10 人以上 25 人以内

監事 2 人以内

2 理事のうち、1 人を会長、1 人を理事長、1 人を専務理事、5 人以内を常務理事とする。

(選任等)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 理事のいずれか 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

7 監事には、本財団の理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。

8 監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(職務)

第 17 条 会長は、本財団を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、本財団を代表し、会長の意を受けて本財団の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事長を補佐して本財団業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、本財団の常務を分担処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は厚生労働大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは評議員会の召集を請求し、又は第4章若しくは第5章の定めにかかわらず、理事会若しくは評議員会を招集すること。

(任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現任数及び評議員現任数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長又は理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第17条第6項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(招集)

第24条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(定足数)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名

(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 30 条 本財団に、評議員 20 人以上 35 人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第 18 条、第 19 条及び第 20 条の規定を準用する。

(評議員会)

第 31 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、会長並びに理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第 23 条第 3 項第 3 号、第 26 条から第 29 条までの規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 顧 問

(顧問)

第 32 条 本財団に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長並びに理事長の諮問に応じ、会長並びに理事長に助言する。

4 顧問は、無給とする。

第 7 章 委 員 会

(委員会)

第 33 条 本財団に、第 4 条各号の事業を推進するため、委員会を置くことができる。

2 委員は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 委員の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 34 条 本財団の趣旨に賛同し、所定の会費を納入して事業の円滑な遂行に協力し援助する個人又は団体は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、会長が定めるところに従い、会費を納入するものとする。

3 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が、別に定める。

第 9 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 35 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 36 条 本財団は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第 37 条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第38条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める期間の議事に関する書類
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第 11 章 補 則

(委任)

第 40 条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立初年度の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 64 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 64 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この寄附行為の一部変更は、厚生大臣の認可のあった日(平成 12 年 11 月 20 日)から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、厚生労働大臣の認可のあった日(平成 14 年 3 月 25 日)から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、厚生労働大臣の認可のあった日(平成 17 年 4 月 6 日)から施行する。

附 則

この寄附行為の一部変更は、厚生労働大臣の認可のあった日(平成 21 年 9 月 3 日)から施行する。